

Vol.3『期限を守る』

申告と納税はお早めに

私は、顧客の皆様には、申告・納税の期限を必ず守っていただくようにしています。そんなことは当然のことと思われるかもしれません、様々な期限が次々とありますので、「期限を守る」ということを常に意識しておかないと、「うっかり」とか、「延滞税がつかない範囲ならないか」とか、「税務署から連絡来てからでいいか」とか、どんどん期限に関する気持ちが緩くなってしまいます。

皆さまは、個人事業者（経営者）ですので、お客様や取引先からの信頼や信用が一番大事だと思います。信頼と信用は、まず、「期限を守る」ところから得られます。特に、お金に関することは、キッチリしておきたいところなのは、間違いません。

振替納税でも意識してください

所得税及び復興特別所得税の法定納期限は、申告期限と同じで、3月15日ですが、振替納税を利用していただくと、4月中旬ないし下旬の引落となります。自動引落ですので、期限後納付となることはありません。しかし、残高不足等で振替納税ができないと、税務署から連絡が来て、すぐに納税したとしても、もうそれは期限後納付となってしまいます。預貯金口座の残高にもお気を付けください。

ダイレクト納付

最近はダイレクト納付という便利な制度ができましたので、ご自身のタイミングで納税をしていきたいという方にはお勧めしています。特に法人税や源泉所得税などには、便利です。ただ、手続き開始手続きに時間（1～2か月）がかかるのが難点です。

税務署の対応に意見しました

先日、キッチリと期限内納付をしていた法人のお客様に、「督促状」が税務署から郵送されてきました。きちんと納税しているのに、ビックリですし、何があったのかと、大変不安に感じてらっしゃいました。私が税務署に問い合わせると、「転入処理の関係でバグったものです。納税は確認できたので、督促状は破棄してください。」との回答でした。悪びれる様子もなく、それだけです。ええーー!?!?と国税OBの私でも、その不誠実な対応には驚きました。

納税資金を確保し、きちんと期限内に納税している納税者に督促状を出すという、ものすごく失礼なことをしておいて、謝罪の気持ちはないのか、そして、法人代表者へ直接連絡して、謝罪と説明をするべきではないのかと意見しました。その後は、そのとおりに対応してくれましたが、間違いだったとしても督促状が届くなんて、気持ちのいいものではありませんよね。



Rakuten
ブックス



Amazon



DATA

**税理士法人アドバンス 名古屋北オフィス
社員税理士
松谷 泰子（まつたに やすこ）
〒 462-0837
名古屋市北区大杉三丁目8番1号
電話：052-890-8100**

相続 のプロが伝授する
お客さまに
アドバイスする前に
読んでおく本

女性目線相続ネットワーク®著

▶100件以上の相続アドバイス実績のある相続専門の税理士
▶審査課と資料調査課勤務経験のある元国税局員の税理士
▶M&A、事業承継にて扱う民法・税法・会社法などの司法書士
▶遺言整理・遺言書作成・死後事務委任契約書・相続分割専門の行政書士
専門家であっても相続の的確なアドバイスは難しいもの。
相続事例を数多く経験することが
解決策を見つける近道です。

近代セールズ社